



ひと、暮らし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://isite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

## Press Release

令和5年12月22日

【照会先】

職業安定部

職業対策課長 小野寺 宮人

高齢者対策担当官 本間 潤一郎

(電話) 022-299-8062

### 令和5年「高年齢者雇用状況等報告」の集計結果を公表します

宮城労働局（局長 竹内 聡）では、このたび、令和5年「高年齢者雇用状況等報告」（6月1日現在）の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。以下「高年齢者雇用安定法」という。）」では、65歳までの雇用の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じるよう、企業に義務付けています。

加えて、70歳までの就業機会の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」という雇用による措置や、「業務委託契約を締結する制度の導入」、「社会貢献事業に従事できる制度の導入」という雇用以外の措置のいずれかの措置（高年齢者就業確保措置）を講じるように努めることを企業に義務付けています。

今回の集計結果は、宮城県内に主たる事業所がある従業員21人以上の企業3,838社からの報告に基づき、このような高年齢者の雇用等に関する措置について、令和5年6月1日時点での企業における実施状況等をまとめたものです\*。

宮城労働局では、今後とも、生涯現役社会の実現に向けて、これらの措置を実施していない企業に対して、労働局、ハローワークによる必要な指導及び助言を実施していきます。

\*集計結果の主なポイントや詳細は次ページ以降をご参照ください。

## I 65歳までの高年齢者雇用確保措置の実施状況

(11ページ表1、12ページ表3-1)

65歳までの高年齢者雇用確保措置を実施済みの企業は99.7% [0.1ポイント減少]

- ・高年齢者雇用確保措置の措置内容別の内訳は、  
「継続雇用制度の導入」により実施している企業が65.9% [1.6ポイント減少]、  
「定年の引上げ」により実施している企業は30.1% [1.0ポイント増加]

## II 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況 (14ページ表4-1)

70歳までの高年齢者就業確保措置を実施済みの企業は35.3% [1.6ポイント増加]

- ・中小企業では36.0% [1.6ポイント増加]、大企業では23.4% [1.6ポイント増加]

## III 企業における定年制の状況 (16ページ表5)

65歳以上定年企業（定年制の廃止企業を含む）は33.9% [1.5ポイント増加]

## IV 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況

### ① 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況 (17ページ表6)

66歳以上まで働ける制度のある企業は47.3% [2.6ポイント増加]

### ② 70歳以上まで働ける制度のある企業の状況 (18ページ表7)

70歳以上まで働ける制度のある企業は45.2% [2.8ポイント増加]

### <集計対象>

- 宮城県内に主たる事業所があり、常時雇用する労働者が21人以上の企業3,838社  
(報告書用紙送付企業数4,313社)
  - ・中小企業 (21~300人規模) : 3,616社
  - ・大企業 (301人以上規模) : 222社

# 1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

## (1) 高年齢者雇用確保措置の状況（11ページ表1）

高年齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」<sup>注1</sup>という。）を実施済みの企業（3,825社）は、報告した企業全体の99.7% [0.1ポイント減少] で、中小企業では、99.6% [0.2ポイント減少]、大企業では、100.0% [0.4ポイント増加] であった。

### 注1 雇用確保措置

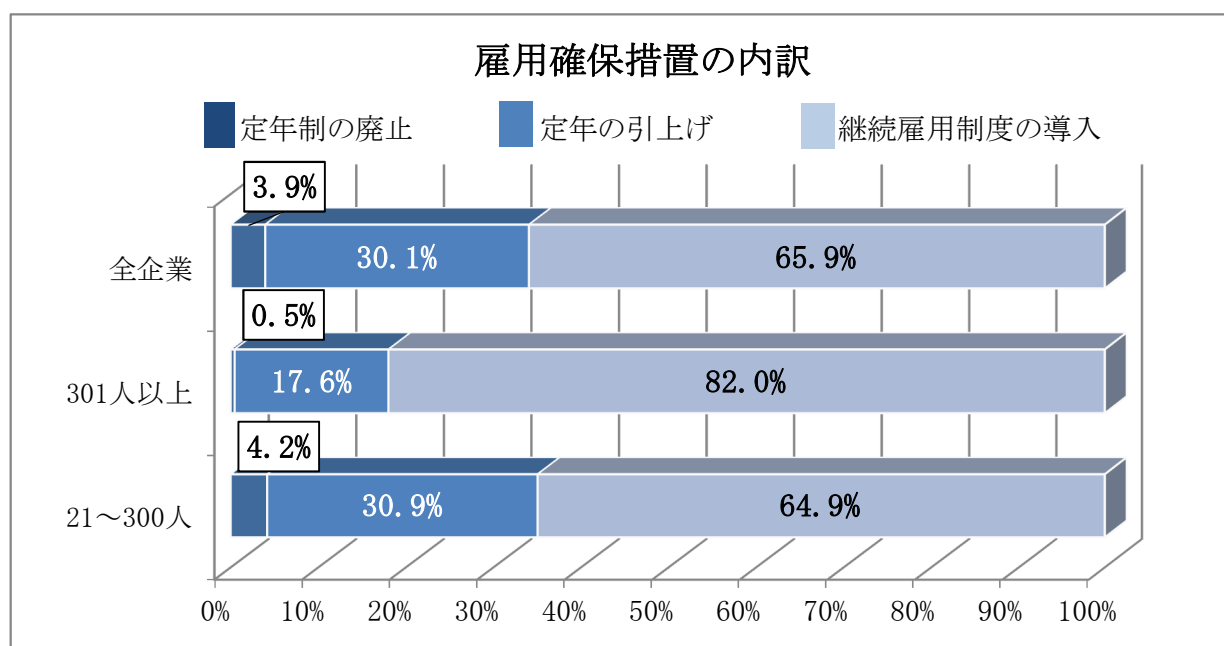
高年齢者雇用安定法第9条第1項に基づき、定年を65歳未満に定めている事業主は、雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、以下のいずれかの措置を講じなければならない。

- ① 定年制の廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度等）の導入\*

※継続雇用制度とは、現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。平成24年度の法改正により、平成25年度以降、制度の適用者は原則として「希望者全員」となった。平成24年度までに労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた場合、令和7年3月31日までは基準を適用可能（経過措置）。基準を適用できる年齢について、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢以上となるよう、段階的に引き上げており、令和4年4月1日から令和7年3月31日における基準を適用できる年齢は64歳である。

## (2) 雇用確保措置を実施済みの企業の内訳（12ページ表3-1）

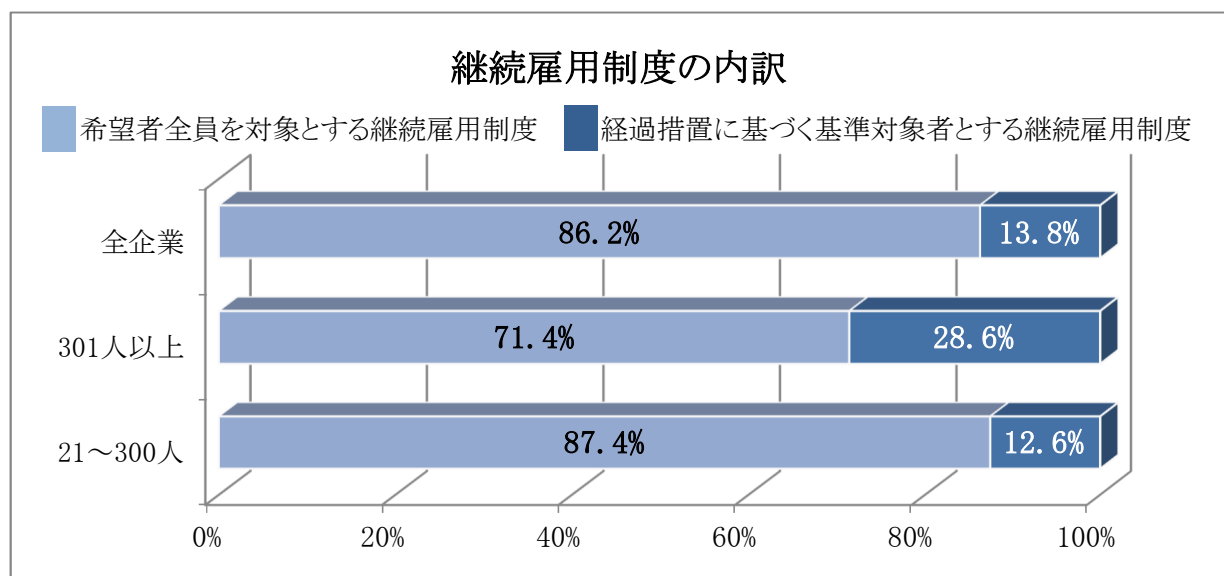
雇用確保措置を実施済みと報告した企業（3,825社）について、雇用確保措置の措置内容別に見ると、定年制の廃止（151社）は3.9% [0.5ポイント増加]、定年の引上げ（1,152社）は30.1% [1.0ポイント増加]、継続雇用制度の導入（2,522社）は65.9% [1.6ポイント増加] であった。



(3) 継続雇用制度の導入により雇用確保措置を講じている企業の状況（12 ページ表 3 - 2）

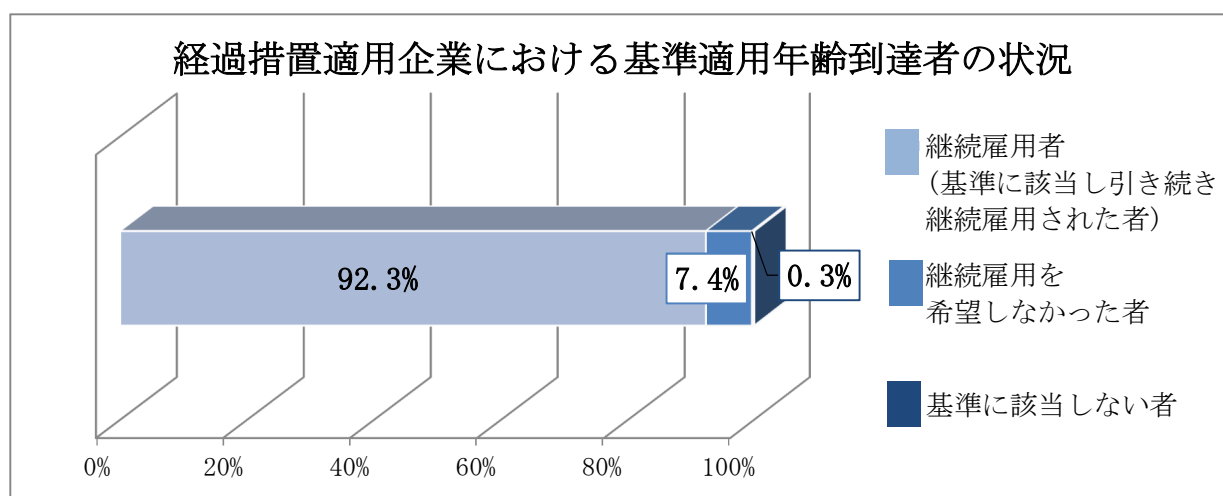
「継続雇用制度の導入」を行うことで雇用確保措置を講じている企業(2,522社)を対象に、継続雇用制度の内容を見ると、希望者全員を対象とする制度を導入している企業は86.2% [0.4ポイント増加] で、中小企業では87.4% [0.4ポイント増加]、大企業では71.4% [1.8ポイント増加] であった。

一方、経過措置に基づき、対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業（経過措置適用企業）の割合は、企業規模全体では13.8% [0.4ポイント減少] であったが、大企業に限ると28.6% [1.8ポイント減少] であった。



(参考) 経過措置適用企業における基準適用年齢到達者の状況（19 ページ表 8 - 2）

上記1(1)の注1に記載する経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、過去1年間（令和4年6月1日から令和5年5月31日）に、基準を適用できる年齢(64歳)に到達した者(610人)のうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は92.3% [1.1ポイント増加]、継続雇用の更新を希望しなかった者は7.4% [0.6ポイント減少]、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は0.3% [0.5ポイント減少] であった。



## 2 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況（14 ページ表4-1）

### (1) 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況

高年齢者就業確保措置（以下「就業確保措置」<sup>注2</sup>という。）を実施済みの企業（1,353社）は、報告した企業全体の35.5% [1.6ポイント増加] で、中小企業では36.0% [1.6ポイント増加]、大企業では23.4% [1.6ポイント増加] であった。

### (2) 就業確保措置を実施済みの企業の内訳

就業確保措置を実施済みと報告した企業（1,353社）について措置内容別に見ると、定年制の廃止（151社）は3.9% [0.5ポイント増加]、定年の引上げ（91社）は2.4% [変動なし]、継続雇用制度の導入（1,109社）は28.9% [1.1ポイント増加]、創業支援等措置<sup>注3</sup>の導入（2社）は（0.1%）[変動なし] であった。

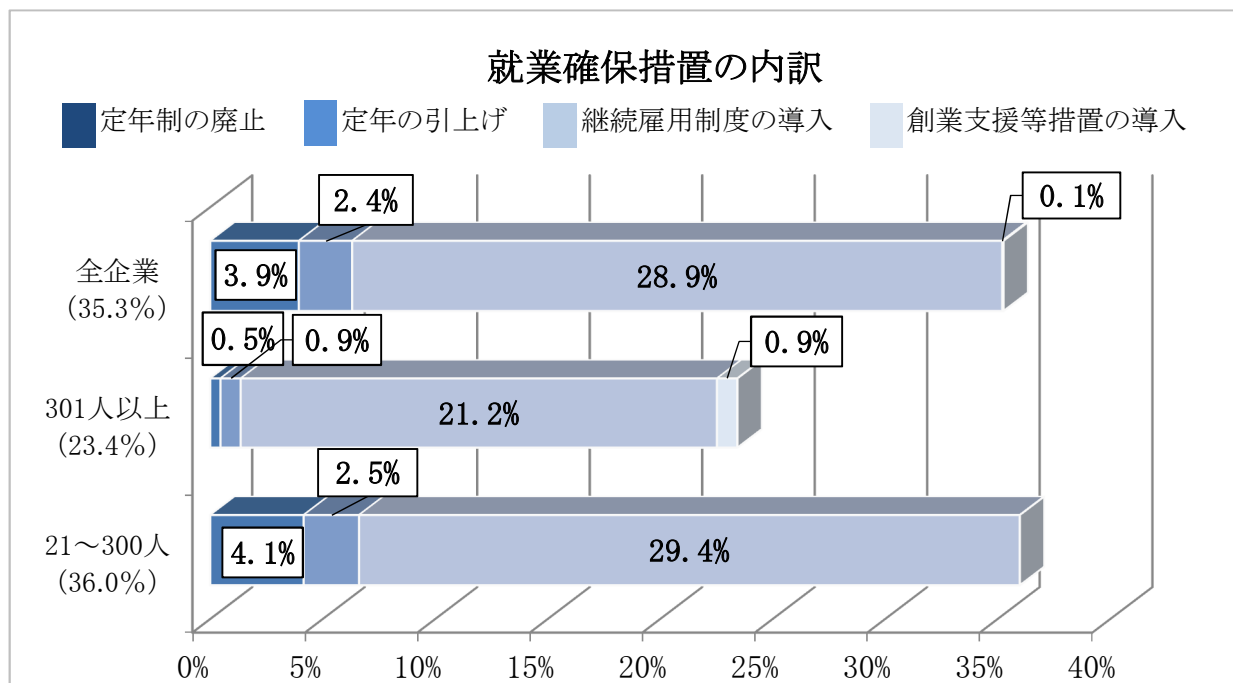
#### 注2 就業確保措置

高年齢者雇用安定法第10条の2に基づき、定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主または65歳までの継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。）を導入している事業主は、その雇用する高年齢者について、次に掲げるいずれかの措置を講ずることにより、65歳から70歳までの就業を確保するよう努めなければならない。

①定年制の廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入、④業務委託契約を締結する制度の導入、⑤社会貢献事業に従事できる制度の導入（事業主が自ら実施する社会貢献事業または事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業）

#### 注3 創業支援等措置

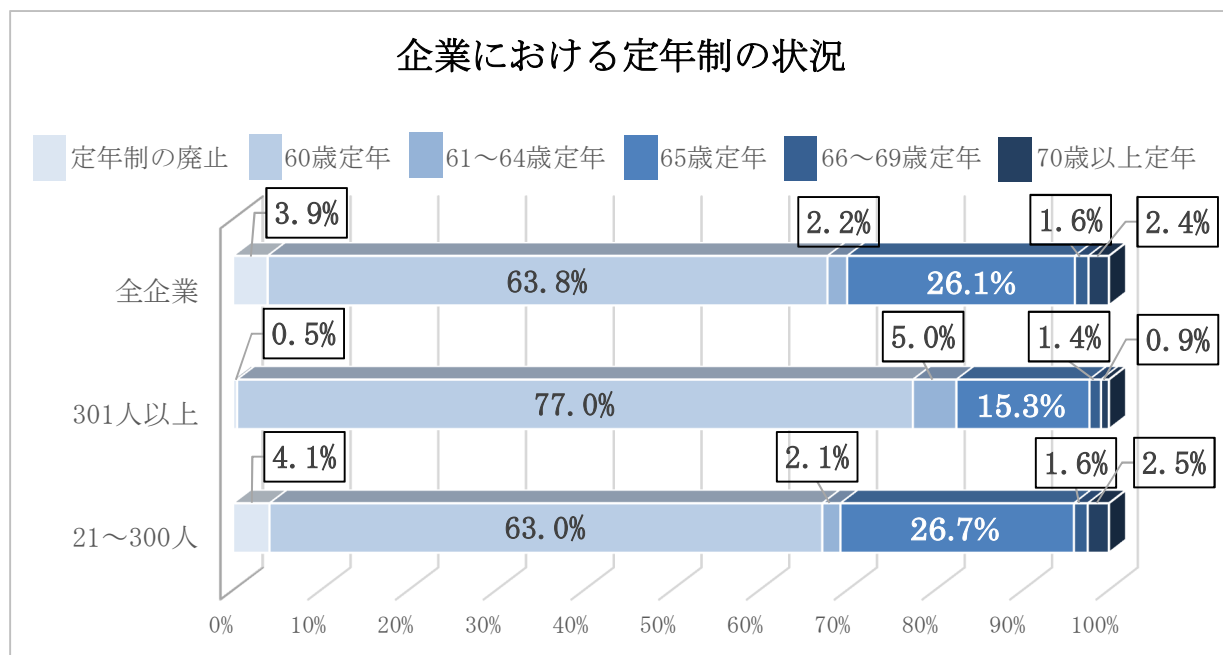
注2の就業確保に係る措置のうち、④業務委託契約を締結する制度の導入及び⑤社会貢献事業に従事できる制度の導入という雇用以外の措置を創業支援措置という。



### 3 企業における定年制の状況（16ページ表5）

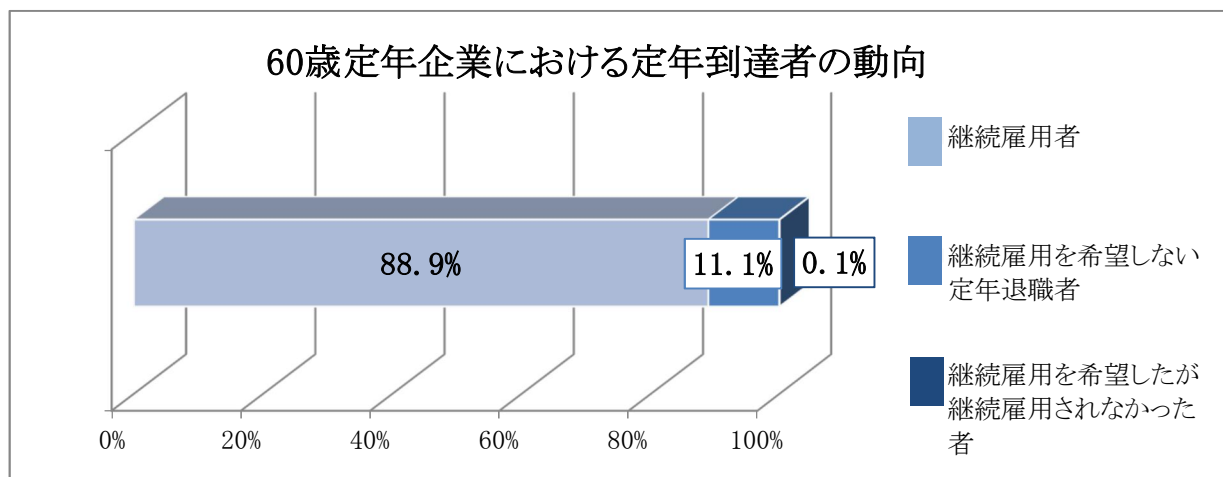
報告した企業における定年制の状況について、定年年齢別に見ると次のとおりであった。

- ・ 定年制を廃止している企業（151社）は3.9% [0.5ポイント増加]
- ・ 定年を60歳とする企業（2,449社）は63.8% [1.6ポイント減少]
- ・ 定年を61～64歳とする企業（86社）は2.2% [変動なし]
- ・ 定年を65歳とする企業（1,000社）は26.1% [1.0ポイント増加]
- ・ 定年を66～69歳とする企業（61社）は1.6% [0.1ポイント増加]
- ・ 定年を70歳以上とする企業（91社）は2.4% [変動なし]



（参考）60歳定年企業における定年到達者の動向（19ページ表8－1）

60歳定年企業において、過去1年間（令和4年6月1日から令和5年5月31日）に定年に到達した者（5,524人）のうち、継続雇用された者は88.9% [0.6ポイント増加]（うち子会社等・関連会社等での継続雇用者は1.3% [0.2ポイント増加]）、継続雇用を希望しない定年退職者は11.1% [0.4ポイント減少]、継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者は0.1% [0.1ポイント減少] であった。



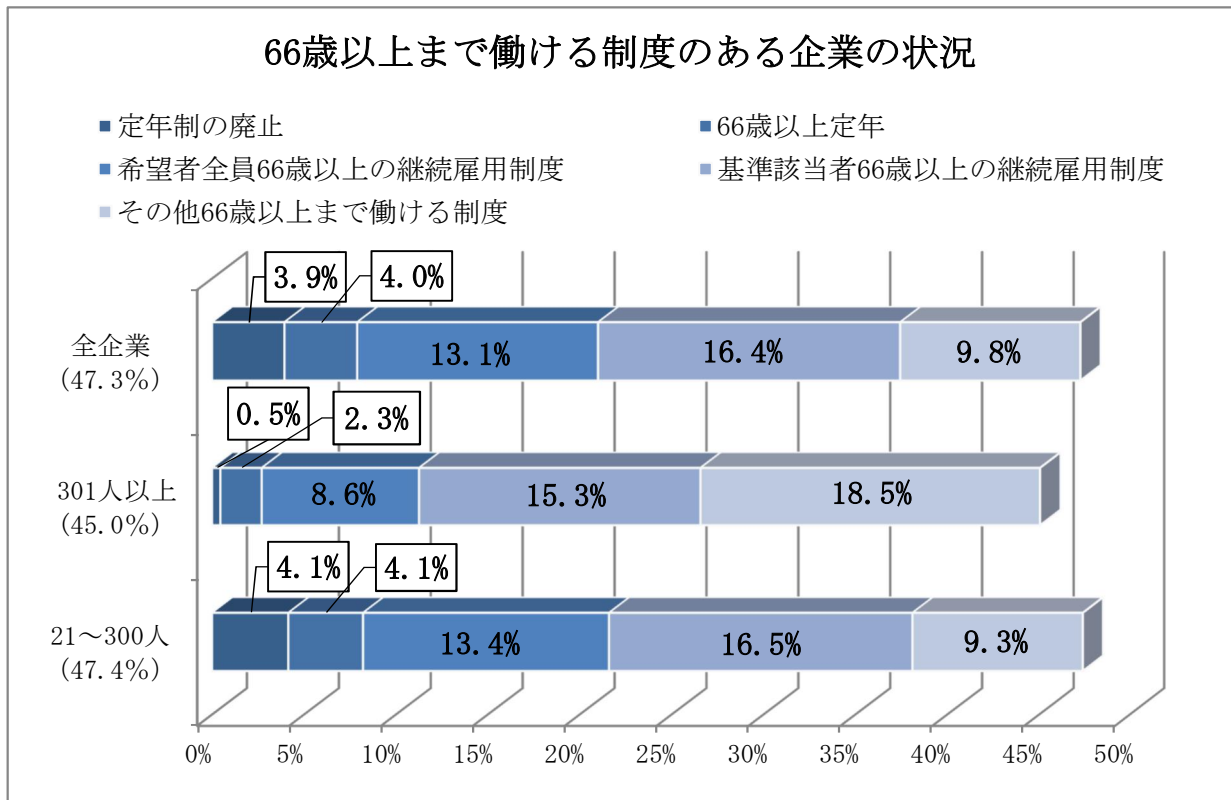
## 4 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況

(1) 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況（17 ページ表 6）

66歳以上まで働ける制度のある企業とは、下記の①から⑤の制度等を就業規則等に定めている企業をいう。

- ① 定年制度がない
- ② 定年年齢が66歳以上
- ③ 希望する者全員を66歳以上まで継続雇用
- ④ 対象者に係る基準や該当する者を66歳以上まで継続雇用
- ⑤ 創業支援等措置や、その他企業の実情に応じて何らかの仕組みで66歳以上まで働くことができる

報告した企業において、66歳以上まで働ける制度のある企業(1,814社)は47.3%[2.6ポイント増加]であった。



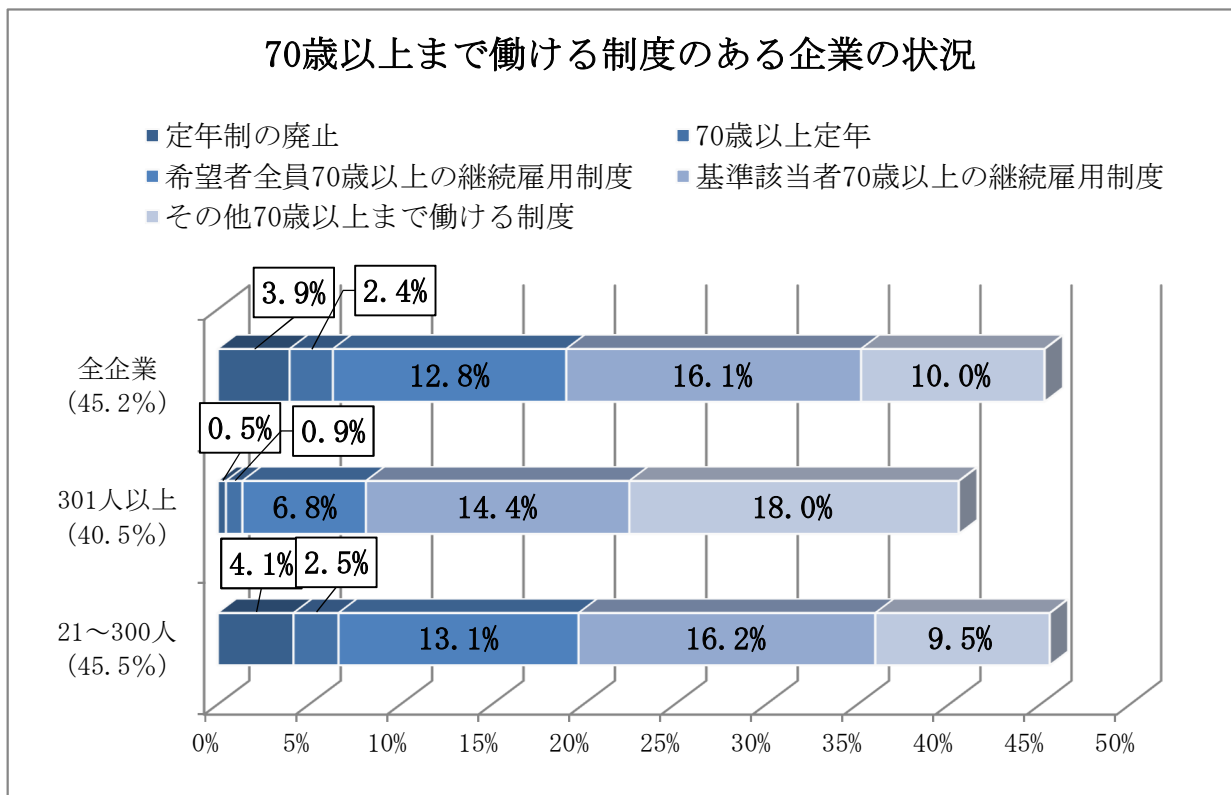
※ 本項目では、66歳以上定年制度と66歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「66歳以上定年」のみに計上している。

(2) 70歳以上まで働ける制度のある企業の状況（18 ページ表 7）

70歳以上まで働ける制度のある企業とは、下記の①から⑤の制度等を就業規則等に定めている企業をいう。

- ① 定年制度がない
- ② 定年年齢が70歳以上
- ③ 希望する者全員を70歳以上まで継続雇用
- ④ 対象者に係る基準や該当する者を70歳以上まで継続雇用
- ⑤ 創業支援等措置や、その他企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる

報告した企業において、70歳以上まで働ける制度のある企業(1,736社)は45.2%[2.8ポイント増加]であった。



※ 本項目では、70歳以上定年制度と70歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「70歳以上定年」のみに計上している。



## 5 高年齢常用労働者の状況 (20 ページ表 9)

### (1) 年齢階級別の常用労働者数について

報告した全企業における常用労働者数(421,145人)のうち、60歳以上の常用労働者数は68,026人で16.2%[0.3ポイント増加]を占めている。年齢階級別に見ると、60～64歳が36,060人、65～69歳が19,685人、70歳以上が12,281人であった。

### (2) 高年齢労働者の推移

31人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は62,392人で、平成26年と比較すると、24,812人(66.0%)増加している。また、21人以上企業規模における60歳以上の常用労働者数は68,026人で、令和3年と比較すると、1,954人(3.0%)増加している。

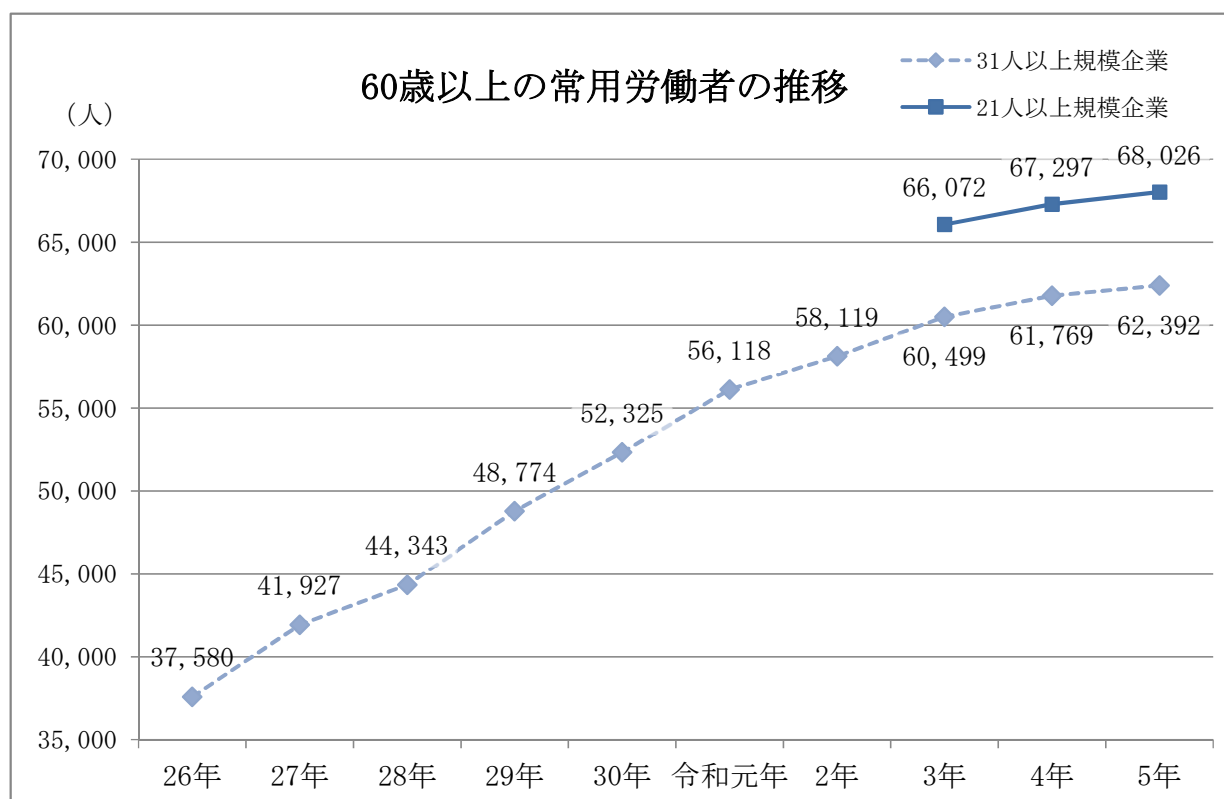




表1 雇用確保措置の実施状況

(社、%)

	①実施済み		②未実施		合計(①+②)	
21人以上総計	3,825	(3,813)	13	(8)	3,838	(3,821)
	99.7%	(99.8%)	0.3%	(0.2%)	100.0%	(100.0%)
31人以上総計	2,766	(2,769)	8	(5)	2,774	(2,774)
	99.7%	(99.8%)	0.3%	(0.2%)	100.0%	(100.0%)
21~300人	3,603	(3,589)	13	(7)	3,616	(3,596)
	99.6%	(99.8%)	0.4%	(0.2%)	100.0%	(100.0%)
21~30人	1,059	(1,044)	5	(3)	1,064	(1,047)
	99.5%	(99.7%)	0.5%	(0.3%)	100.0%	(100.0%)
31~300人	2,544	(2,545)	8	(4)	2,552	(2,549)
	99.7%	(99.8%)	0.3%	(0.2%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	222	(224)	0	(1)	222	(225)
	100.0%	(99.6%)	0.0%	(0.4%)	100.0%	(100.0%)

※( )内は、令和4年6月1日現在の数値。

表2 雇用確保措置の規模別・産業別実施状況

(%)

		①実施済企業割合		②未実施企業割合					
規模別	合計	99.7%	(99.8%)	0.3%	(0.2%)				
	21~30人	99.5%	(99.7%)	0.5%	(0.3%)				
	31~50人	99.5%	(99.7%)	0.5%	(0.3%)				
	51~100人	100.0%	(99.9%)	0.0%	(0.1%)				
	101~300人	99.7%	(100.0%)	0.3%	(0.0%)				
	301~500人	100.0%	(99.1%)	0.0%	(0.9%)				
	501~1,000人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
	1,001人以上	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
産業別		21人以上	31人以上	21人以上	31人以上				
	合計	99.7%	(99.8%)	99.7%	(99.8%)	0.3%	(0.2%)	0.3%	(0.2%)
	農、林、漁業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	建設業	99.6%	(99.4%)	99.3%	(99.3%)	0.4%	(0.6%)	0.7%	(0.7%)
	製造業	99.8%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.2%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	情報通信業	99.1%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.9%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	運輸、郵便業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	卸売業、小売業	99.6%	(99.8%)	99.7%	(100.0%)	0.4%	(0.2%)	0.3%	(0.0%)
	金融業、保険業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	不動産業、物品賃貸業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	学術研究、専門・技術サービス業	96.6%	(99.1%)	97.2%	(98.5%)	3.4%	(0.9%)	2.8%	(1.5%)
	宿泊業、飲食サービス業	99.2%	(100.0%)	99.0%	(100.0%)	0.8%	(0.0%)	1.0%	(0.0%)
	生活関連サービス業、娯楽業	100.0%	(99.0%)	100.0%	(98.7%)	0.0%	(1.0%)	0.0%	(1.3%)
	教育、学習支援業	99.2%	(99.2%)	98.9%	(100.0%)	0.8%	(0.8%)	1.1%	(0.0%)
	医療、福祉	99.8%	(100.0%)	99.8%	(100.0%)	0.2%	(0.0%)	0.2%	(0.0%)
	複合サービス事業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
サービス業(他に分類されないもの)	100.0%	(99.7%)	100.0%	(99.6%)	0.0%	(0.3%)	0.0%	(0.4%)	
その他	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)	

※( )内は、令和4年6月1日現在の数値。

表3-1 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳

(社、%)

	①定年制の廃止	②定年の引上げ	③継続雇用制度の導入	合計(①+②+③)
21人以上総計	151 (131)	1,152 (1,108)	2,522 (2,574)	3,825 (3,813)
	3.9% (3.4%)	30.1% (29.1%)	65.9% (67.5%)	100.0% (100.0%)
31人以上総計	85 (73)	764 (747)	1,917 (1,949)	2,766 (2,769)
	3.1% (2.6%)	27.6% (27.0%)	69.3% (70.4%)	100.0% (100.0%)
21~300人	150 (130)	1,113 (1,069)	2,340 (2,390)	3,603 (3,589)
	4.2% (3.6%)	30.9% (29.8%)	64.9% (66.6%)	100.0% (100.0%)
21~30人	66 (58)	388 (361)	605 (625)	1,059 (1,044)
	6.2% (5.6%)	36.6% (34.6%)	57.1% (59.9%)	100.0% (100.0%)
31~300人	84 (72)	725 (708)	1,735 (1,765)	2,544 (2,545)
	3.3% (2.8%)	28.5% (27.8%)	68.2% (69.4%)	100.0% (100.0%)
301人以上	1 (1)	39 (39)	182 (184)	222 (224)
	0.5% (0.4%)	17.6% (17.4%)	82.0% (82.1%)	100.0% (100.0%)

※( )内は、令和4年6月1日現在の数値。

※「合計」は、表1の「①実施済み」に対応している。

※「②定年の引上げ」は、65歳以上の定年の年齢を設けている企業を、「③継続雇用制度の導入」は、定年年齢は65歳未満だが継続雇用制度の上限年齢を65歳以上としている企業を、それぞれ計上している。

表3-2 継続雇用制度の内訳

(社、%)

	①希望者全員を対象とする継続雇用制度	②経過措置に基づく基準対象者とする継続雇用制度	合計(①+②)
21人以上総計	2,175 (2,208)	347 (366)	2,522 (2,574)
	86.2% (85.8%)	13.8% (14.2%)	100.0% (100.0%)
31人以上総計	1,610 (1,619)	307 (330)	1,917 (1,949)
	84.0% (83.1%)	16.0% (16.9%)	100.0% (100.0%)
21~300人	2,045 (2,080)	295 (310)	2,340 (2,390)
	87.4% (87.0%)	12.6% (13.0%)	100.0% (100.0%)
21~30人	565 (589)	40 (36)	605 (625)
	93.4% (94.2%)	6.6% (5.8%)	100.0% (100.0%)
31~300人	1,480 (1,491)	255 (274)	1,735 (1,765)
	85.3% (84.5%)	14.7% (15.5%)	100.0% (100.0%)
301人以上	130 (128)	52 (56)	182 (184)
	71.4% (69.6%)	28.6% (30.4%)	100.0% (100.0%)

※( )内は、令和4年6月1日現在の数値。

※「合計」は、表3-1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

表3-3 雇用確保措置における継続雇用先の内訳

(社、%)

	自社以外の継続雇用先がある企業								合計 (①~⑦)
	① 自社のみ	② 自社、 子会社等	③ 自社、 関連会社等	④ 自社、 子会社等、 関連会社等	⑤ 子会社等	⑥ 子会社等、 関連会社等	⑦ 関連会社等	小計 (②~⑦)	
21人以上総計	2,393	66	21	38	3	0	1	129	2,522
	94.9%	2.6%	0.8%	1.5%	0.1%	0.0%	0.0%	5.1%	100.0%
31人以上総計	1,808	56	19	33	0	0	1	109	1,917
	94.3%	2.9%	1.0%	1.7%	0.0%	0.0%	0.1%	5.7%	100.0%
21~300人	2,238	49	18	31	3	0	1	102	2,340
	95.6%	2.1%	0.8%	1.3%	0.1%	0.0%	0.0%	4.4%	100.0%
21~30人	585	10	2	5	3	0	0	20	605
	96.7%	1.7%	0.3%	0.8%	0.5%	0.0%	0.0%	3.3%	100.0%
31~300人	1,653	39	16	26	0	0	1	82	1,735
	95.3%	2.2%	0.9%	1.5%	0.0%	0.0%	0.1%	4.7%	100.0%
301人以上	155	17	3	7	0	0	0	27	182
	85.2%	9.3%	1.6%	3.8%	0.0%	0.0%	0.0%	14.8%	100.0%

※「合計」は、表3-1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

表4-1 70歳までの就業確保措置の実施状況

(社、%)

	①70歳までの就業確保措置実施済み							②就業確保措置 相当の措置実施	③その他 未実施	合計 (①+②+③)
	定年廃止	定年の引上げ	継続雇用制度 の導入	創業支援等措置 の導入	定年廃止	定年の引上げ	継続雇用制度 の導入			
21人以上総計	1,353 (1,286) 35.3% (33.7%)	151 (131) 3.9% (3.4%)	91 (92) 2.4% (2.4%)	1,109 (1,062) 28.9% (27.8%)	2 (1) 0.1% (0.1%)	86 (88) 2.2% (2.3%)	2,399 (2,447) 62.5% (64.0%)	3,838 (3,821) 100.0% (100.0%)		
31人以上総計	954 (885) 34.4% (31.9%)	85 (73) 3.1% (2.6%)	65 (60) 2.3% (2.2%)	802 (751) 28.9% (27.1%)	2 (1) 0.1% (0.1%)	52 (62) 1.9% (2.2%)	1,768 (1,827) 63.7% (65.9%)	2,774 (2,774) 100.0% (100.0%)		
21~300人	1,301 (1,237) 36.0% (34.4%)	150 (130) 4.1% (3.6%)	89 (90) 2.5% (2.5%)	1,062 (1,017) 29.4% (28.3%)	0 (0) 0.0% (0.0%)	77 (80) 2.1% (2.2%)	2,238 (2,279) 61.9% (63.4%)	3,616 (3,596) 100.0% (100.0%)		
21~30人	399 (401) 37.5% (38.3%)	66 (58) 6.2% (5.5%)	26 (32) 2.4% (3.1%)	307 (311) 28.9% (29.7%)	0 (0) 0.0% (0.0%)	34 (26) 3.2% (2.5%)	631 (620) 59.3% (59.2%)	1,064 (1,047) 100.0% (100.0%)		
31~300人	902 (836) 35.3% (32.8%)	84 (72) 3.3% (2.8%)	63 (58) 2.5% (2.3%)	755 (706) 29.6% (27.7%)	0 (0) 0.0% (0.0%)	43 (54) 1.7% (2.1%)	1,607 (1,659) 63.0% (65.1%)	2,552 (2,549) 100.0% (100.0%)		
301人以上	52 (49) 23.4% (21.8%)	1 (1) 0.5% (0.4%)	2 (2) 0.9% (0.9%)	47 (45) 21.2% (20.0%)	2 (1) 0.9% (0.4%)	9 (8) 4.1% (3.6%)	161 (168) 72.5% (74.7%)	222 (225) 100.0% (100.0%)		

※( )内は、令和4年6月1日現在の数値。

※「①70歳までの就業確保措置実施済み」とは、法令の定めに基づいた適正な手続きを経て、定年制の廃止、定年の引上げ、継続雇用制度もしくは創業支援等措置の導入のいずれかの措置を講ずることにより、70歳までの就業確保の確保を実施している場合を指す。なお、「定年の引上げ」は70歳以上の定年の定めを設けている企業を、「継続雇用制度の導入」は定年年齢は70歳未満だが継続雇用制度の上限年齢を70歳以上としている企業を、「創業支援等措置の導入」は定年年齢及び継続雇用制度の年齢は70歳未満だが創業支援等措置の年齢を70歳以上としている企業を、それぞれ計上している。

※「②就業確保措置相当の措置実施」とは、「①70歳までの就業確保措置実施済み」と同様の措置を70歳未満の年齢まで導入している場合を指す。

表4-2 70歳までの就業確保措置の規模別・産業別実施状況

(%)

		①実施済企業割合		②未実施企業割合					
規模別	合計	35.3%	(33.7%)	64.7%	(66.3%)				
	21~30人	37.5%	(38.3%)	62.5%	(61.7%)				
	31~50人	38.3%	(35.5%)	61.7%	(64.5%)				
	51~100人	33.1%	(32.6%)	66.9%	(67.4%)				
	101~300人	33.0%	(28.4%)	67.0%	(71.6%)				
	301~500人	23.0%	(22.1%)	77.0%	(77.9%)				
	501~1,000人	20.9%	(21.7%)	79.1%	(78.3%)				
	1,001人以上	28.6%	(20.9%)	71.4%	(79.1%)				
産業別		21人以上		31人以上					
	合計	35.3%	(33.7%)	34.4%	(31.9%)	64.7%	(66.3%)	65.6%	(68.1%)
	農、林、漁業	37.3%	(39.6%)	40.0%	(42.3%)	62.7%	(60.4%)	60.0%	(57.7%)
	鉱業、採石業、砂利採取業	0.0%	(20.0%)	0.0%	(0.0%)	100.0%	(80.0%)	100.0%	(100.0%)
	建設業	44.4%	(43.1%)	42.8%	(40.1%)	55.6%	(56.9%)	57.2%	(59.9%)
	製造業	29.3%	(26.8%)	28.4%	(25.5%)	70.7%	(73.2%)	71.6%	(74.5%)
	電気・ガス・熱供給・水道業	14.3%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)	85.7%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)
	情報通信業	15.6%	(14.8%)	11.5%	(10.0%)	84.4%	(85.2%)	88.5%	(90.0%)
	運輸、郵便業	44.1%	(43.6%)	43.4%	(39.7%)	55.9%	(56.4%)	56.6%	(60.3%)
	卸売業、小売業	24.9%	(21.1%)	24.3%	(19.9%)	75.1%	(78.9%)	75.7%	(80.1%)
	金融業、保険業	28.6%	(9.7%)	30.4%	(11.5%)	71.4%	(90.3%)	69.6%	(88.5%)
	不動産業、物品賃貸業	28.8%	(24.3%)	28.6%	(20.4%)	71.2%	(75.7%)	71.4%	(79.6%)
	学術研究・専門・技術サービス業	31.0%	(33.6%)	32.4%	(36.8%)	69.0%	(66.4%)	67.6%	(63.2%)
	宿泊業、飲食サービス業	42.1%	(41.1%)	43.4%	(39.4%)	57.9%	(58.9%)	56.6%	(60.6%)
	生活関連サービス業、娯楽業	30.6%	(24.5%)	34.2%	(25.0%)	69.4%	(75.5%)	65.8%	(75.0%)
	教育、学習支援業	28.5%	(31.7%)	25.0%	(25.0%)	71.5%	(68.3%)	75.0%	(75.0%)
	医療、福祉	41.8%	(42.1%)	40.4%	(41.8%)	58.2%	(57.9%)	59.6%	(58.2%)
	複合サービス事業	15.0%	(5.0%)	15.8%	(5.6%)	85.0%	(95.0%)	84.2%	(94.4%)
	サービス業(他に分類されないもの)	39.6%	(38.3%)	40.4%	(38.8%)	60.4%	(61.7%)	59.6%	(61.2%)
その他	40.0%	(26.7%)	75.0%	(28.6%)	60.0%	(73.3%)	25.0%	(71.4%)	

※( )内は、令和4年6月1日現在の数値。

表5 企業における定年制の状況

	定年制の廃止		定年制あり						65歳以上定年合計 (定年制の廃止を含む)	報告した全ての企業
	60歳未満	60歳	61歳～64歳	65歳	66～69歳	70歳以上				
21人以上総計	151 (131)	2,449 (2,499)	86 (83)	1,000 (960)	61 (56)	91 (92)	1,303 (1,239)	3,838 (3,821)		
	3.9% (3.4%)	63.8% (65.4%)	2.2% (2.2%)	26.1% (25.1%)	1.6% (1.5%)	2.4% (2.4%)	33.9% (32.4%)	100.0% (100.0%)		
	85 (73)	1,859 (1,892)	66 (62)	662 (651)	37 (36)	65 (60)	849 (820)	2,774 (2,774)		
31人以上総計	3.1% (2.6%)	67.0% (68.2%)	2.4% (2.2%)	23.9% (23.5%)	1.3% (1.3%)	2.3% (2.2%)	30.6% (29.6%)	100.0% (100.0%)		
21～300人	150 (130)	2,278 (2,322)	75 (75)	966 (923)	58 (56)	89 (90)	1,263 (1,199)	3,616 (3,596)		
	4.1% (3.6%)	63.0% (64.6%)	2.1% (2.1%)	26.7% (25.7%)	1.6% (1.6%)	2.5% (2.5%)	34.9% (33.3%)	100.0% (100.0%)		
21～30人	66 (58)	590 (607)	20 (21)	338 (309)	24 (20)	26 (32)	454 (419)	1,064 (1,047)		
	6.2% (5.5%)	55.5% (58.0%)	1.9% (2.0%)	31.8% (29.5%)	2.3% (1.9%)	2.4% (3.1%)	42.7% (40.0%)	100.0% (100.0%)		
31～300人	84 (72)	1,688 (1,715)	55 (54)	628 (614)	34 (36)	63 (58)	809 (780)	2,552 (2,549)		
	3.3% (2.8%)	66.1% (67.3%)	2.2% (2.1%)	24.6% (24.1%)	1.3% (1.4%)	2.5% (2.3%)	31.7% (30.6%)	100.0% (100.0%)		
301人以上	1 (1)	171 (177)	11 (8)	34 (37)	3 (0)	2 (2)	40 (40)	222 (225)		
	0.5% (0.4%)	77.0% (78.7%)	5.0% (3.6%)	15.3% (16.4%)	1.4% (0.0%)	0.9% (0.9%)	18.0% (17.8%)	100.0% (100.0%)		

※ ( )内は、令和4年6月1日現在の数値。

※ 「65歳以上定年」は、表3-1の「①定年制の廃止」と「②定年の引上げ」を合計した数値に対応している。

※ 「報告した全ての企業」は、表1の「合計」に対応している。

(社、%)



表6 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況

(社、%)

	① 定年前の廃止	② 66歳以上 定年	③ 希望者全員 66歳以上 継続雇用	④ 基準該当者 66歳以上 継続雇用	⑤ その他66歳以上 まで働ける制度	合計① (①～③)	合計② (①～④)	合計③ (①～⑤)	報告した全ての企業
21人以上総計	151 (131)	152 (148)	503 (503)	631 (591)	377 (335)	806 (782)	1,437 (1,373)	1,814 (1,708)	3,838 (3,821)
	3.9% (3.4%)	4.0% (3.9%)	13.1% (13.2%)	16.4% (15.5%)	9.8% (8.8%)	21.0% (20.5%)	37.4% (35.9%)	47.3% (44.7%)	100.0% (100.0%)
31人以上総計	85 (73)	102 (96)	331 (326)	486 (451)	289 (263)	518 (495)	1,004 (946)	1,293 (1,209)	2,774 (2,774)
	3.1% (2.6%)	3.7% (3.5%)	11.9% (11.8%)	17.5% (16.3%)	10.4% (9.5%)	18.7% (17.8%)	36.2% (34.1%)	46.6% (43.6%)	100.0% (100.0%)
21～300人	150 (130)	147 (146)	484 (486)	597 (555)	336 (297)	781 (762)	1,378 (1,317)	1,714 (1,614)	3,616 (3,596)
	4.1% (3.6%)	4.1% (4.1%)	13.4% (13.5%)	16.5% (15.4%)	9.3% (8.3%)	21.6% (21.2%)	38.1% (36.6%)	47.4% (44.9%)	100.0% (100.0%)
21～30人	66 (58)	50 (52)	172 (177)	145 (140)	88 (72)	288 (287)	433 (427)	521 (499)	1,064 (1,047)
	6.2% (5.5%)	4.7% (5.0%)	16.2% (16.9%)	13.6% (13.4%)	8.3% (6.9%)	27.1% (27.4%)	40.7% (40.8%)	49.0% (47.7%)	100.0% (100.0%)
31～300人	84 (72)	97 (94)	312 (309)	452 (415)	248 (225)	493 (475)	945 (890)	1,193 (1,115)	2,552 (2,549)
	3.3% (2.8%)	3.8% (3.7%)	12.2% (12.1%)	17.7% (16.3%)	9.7% (8.8%)	19.3% (18.6%)	37.0% (34.9%)	46.7% (43.7%)	100.0% (100.0%)
301人以上	1 (1)	5 (2)	19 (17)	34 (36)	41 (38)	25 (20)	59 (56)	100 (94)	222 (225)
	0.5% (0.4%)	2.3% (0.9%)	8.6% (7.6%)	15.3% (16.0%)	18.5% (16.9%)	11.3% (8.9%)	26.6% (24.9%)	45.0% (41.8%)	100.0% (100.0%)

※( )内は、令和4年6月1日現在の数値。

※66歳以上定年制度と66歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「②66歳以上定年」のみに計上している。

※「⑤その他66歳以上まで働ける制度」とは、業務委託等その他企業の実情に応じて何らかの仕組みで66歳以上まで働くことのできる制度を導入している場合を指す。

※「報告した全ての企業」は、表1の「合計」に対応している。

表7 70歳以上まで働ける制度のある企業の状況

	① 定年制の廃止	② 70歳以上 定年	③ 希望者全員 70歳以上 継続雇用	④ 基準該当者 70歳以上 継続雇用	⑤ その他70歳以上 まで働ける制度	合計① (①～③)	合計② (①～④)	合計③ (①～⑤)	報告した全ての企業 (社、%)
21人以上総計	151 (131)	91 (92)	490 (486)	619 (576)	385 (336)	732 (709)	1,351 (1,285)	1,736 (1,621)	3,838 (3,821)
	3.9% (3.4%)	2.4% (2.4%)	12.8% (12.7%)	16.1% (15.1%)	10.0% (8.8%)	19.1% (18.6%)	35.2% (33.6%)	45.2% (42.4%)	100.0% (100.0%)
31人以上総計	85 (73)	65 (60)	321 (314)	481 (437)	290 (259)	471 (447)	952 (884)	1,242 (1,143)	2,774 (2,774)
	3.1% (2.6%)	2.3% (2.2%)	11.6% (11.3%)	17.3% (15.8%)	10.5% (9.3%)	17.0% (16.1%)	34.3% (31.9%)	44.8% (41.2%)	100.0% (100.0%)
21～300人	150 (130)	89 (90)	475 (473)	587 (544)	345 (301)	714 (693)	1,301 (1,237)	1,646 (1,538)	3,616 (3,596)
	4.1% (3.6%)	2.5% (2.5%)	13.1% (13.2%)	16.2% (15.1%)	9.5% (8.4%)	19.7% (19.3%)	36.0% (34.4%)	45.5% (42.8%)	100.0% (100.0%)
21～30人	66 (58)	26 (32)	169 (172)	138 (139)	95 (77)	261 (262)	399 (401)	494 (478)	1,064 (1,047)
	6.2% (5.5%)	2.4% (3.1%)	15.9% (16.4%)	13.0% (13.3%)	8.9% (7.4%)	24.5% (25.0%)	37.5% (38.3%)	46.4% (45.7%)	100.0% (100.0%)
31～300人	84 (72)	63 (58)	306 (301)	449 (405)	250 (224)	453 (431)	902 (836)	1,152 (1,060)	2,552 (2,549)
	3.3% (2.8%)	2.5% (2.3%)	12.0% (11.8%)	17.6% (15.9%)	9.8% (8.8%)	17.8% (16.9%)	35.3% (32.8%)	45.1% (41.6%)	100.0% (100.0%)
301人以上	1 (1)	2 (2)	15 (13)	32 (32)	40 (35)	18 (16)	50 (48)	90 (83)	222 (225)
	0.5% (0.4%)	0.9% (0.9%)	6.8% (5.8%)	14.4% (14.2%)	18.0% (15.6%)	8.1% (7.1%)	22.5% (21.3%)	40.5% (36.9%)	100.0% (100.0%)

※( )内は、令和4年6月1日現在の数値。

※70歳以上定年制度と70歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「②70歳以上定年」のみに計上している。

※「⑤その他70歳以上まで働ける制度」とは、業務委託等その他企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

※「報告した全ての企業」は、表1の「合計」に対応している。

表8-1 60歳定年企業における定年到達者等の状況

	企業数 (社)	定年到達者総数 (人)				継続雇用の 終了による 離職者数 (人)					
		定年退職者数 (継続雇用を希望しない者)	継続雇用者数		うち 子会社等・関連会社等 での継続雇用者数	定年退職者数 (継続雇用を希望したが 継続雇用されなかった者)					
			612	4,910		70	2		1,094		
60歳定年企業で 定年到達者がいる企業等	1,477	5,524	612	11.1% (11.5%)	4,910	88.9% (88.3%)	70	1.3% (1.1%)	2	0.1% (0.2%)	1,094
うち女性	759	1,757	186	10.6% (10.0%)	1,570	89.4% (89.9%)	7	0.4% (0.2%)	1	0.1% (0.1%)	335

※ 本集計は、過去1年間(令和4年6月1日から令和5年5月31日)に60歳定年企業において定年年齢に到達した者及び継続雇用制度における上限年齢に到達したことによる離職者の数について集計している。  
 ※ ( )内は、令和4年6月1日現在の数値。

表8-2 経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

	企業数 (社)	基準を適用できる年齢に到達した者の総数 (人)						
		継続雇用終了者数 (継続雇用の更新を希望しない者)	継続雇用者数 (基準に該当し引き続き 継続雇用された者)		継続雇用終了者数 (基準に該当しない者)			
			45	563		2		
経過措置適用企業で基準適用 年齢到達者(64歳)がいる企業	145	610	45	7.4% (8.0%)	563	92.3% (91.2%)	2	0.3% (0.8%)
うち女性	68	186	10	5.4% (6.6%)	174	93.5% (92.9%)	2	1.1% (0.5%)

※ 本集計は、令和4年6月1日から令和5年5月31日に経過措置適用企業において基準適用年齢に到達した者について集計している。  
 ※ ( )内は、令和4年6月1日現在の数値(経過措置の基準適用年齢は64歳)。

表9 年齢別常用労働者数

		年齢計		60歳以上合計		60～64歳		65歳以上		うち70歳以上	
		人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)
31人以上 規模企業	平成26年	354,343人	(100.0%)	37,580人	(100.0%)	26,324人	(100.0%)	11,256人	(100.0%)	2,439人	(100.0%)
	平成27年	363,624人	(102.6%)	41,927人	(111.6%)	28,322人	(107.6%)	13,605人	(120.9%)	2,825人	(115.8%)
	平成28年	366,927人	(103.6%)	44,343人	(118.0%)	29,027人	(110.3%)	15,316人	(136.1%)	3,135人	(128.5%)
	平成29年	376,128人	(106.1%)	48,774人	(129.8%)	29,908人	(113.6%)	18,866人	(167.6%)	4,375人	(179.4%)
	平成30年	381,557人	(107.7%)	52,325人	(139.2%)	30,845人	(117.2%)	21,480人	(190.8%)	5,854人	(240.0%)
	令和元年	386,404人	(109.0%)	56,118人	(149.3%)	31,979人	(121.5%)	24,139人	(214.5%)	7,234人	(296.6%)
	令和2年	388,043人	(109.5%)	58,119人	(154.7%)	32,038人	(121.7%)	26,081人	(231.7%)	8,552人	(350.6%)
	令和3年	395,819人	(111.7%)	60,499人	(161.0%)	32,796人	(124.6%)	27,703人	(246.1%)	9,715人	(398.3%)
	令和4年	397,940人	(112.3%)	61,769人	(164.4%)	33,254人	(126.3%)	28,515人	(253.3%)	10,690人	(438.3%)
	令和5年	<b>394,326人</b>	<b>(111.3%)</b>	<b>62,392人</b>	<b>(166.0%)</b>	<b>33,521人</b>	<b>(127.3%)</b>	<b>28,871人</b>	<b>(256.5%)</b>	<b>10,900人</b>	<b>(446.9%)</b>
21人以上 規模企業	令和3年	422,851人	(100.0%)	66,072人	(100.0%)	35,326人	(100.0%)	30,746人	(100.0%)	10,942人	(100.0%)
	令和4年	424,351人	(100.4%)	67,297人	(101.9%)	35,760人	(101.2%)	31,537人	(102.6%)	11,946人	(109.2%)
	令和5年	<b>421,145人</b>	<b>(99.6%)</b>	<b>68,026人</b>	<b>(103.0%)</b>	<b>36,060人</b>	<b>(102.1%)</b>	<b>31,966人</b>	<b>(104.0%)</b>	<b>12,281人</b>	<b>(112.2%)</b>

※「31人以上規模企業」の( )は、平成26年を100とした場合の比率。

※「21人以上規模企業」の( )は、令和3年を100とした場合の比率。

表10 都道府県別の状況

	報告した 全ての企業		雇用確保措置 実施済企業割合	70歳までの 就業確保措置 実施済企業割合	66歳以上まで働ける 制度のある企業割合	70歳以上まで働ける 制度のある企業割合
北海道	9,316 社	(9,274 社)	99.9% (99.9%)	35.6% (33.1%)	47.6% (44.5%)	46.1% (43.0%)
青森	2,602 社	(2,650 社)	100.0% (99.7%)	38.2% (35.1%)	51.0% (47.2%)	49.3% (45.5%)
岩手	2,506 社	(2,561 社)	100.0% (99.9%)	39.5% (36.4%)	52.4% (48.8%)	51.0% (47.2%)
宮城	<b>3,838 社</b>	<b>(3,821 社)</b>	<b>99.7% (99.8%)</b>	<b>35.3% (33.7%)</b>	<b>47.3% (44.7%)</b>	<b>45.2% (42.4%)</b>
秋田	2,040 社	(2,054 社)	99.9% (99.8%)	34.3% (31.5%)	55.6% (52.8%)	52.4% (50.7%)
山形	2,292 社	(2,328 社)	99.9% (99.8%)	32.1% (29.3%)	46.0% (42.7%)	43.7% (40.6%)
福島	3,596 社	(3,621 社)	99.7% (99.4%)	34.4% (32.1%)	47.6% (44.6%)	44.8% (42.3%)
茨城	4,191 社	(4,138 社)	99.9% (99.9%)	36.9% (32.8%)	46.4% (42.6%)	44.6% (40.6%)
栃木	3,343 社	(3,291 社)	99.8% (99.9%)	33.2% (30.8%)	45.9% (42.5%)	44.3% (40.8%)
群馬	4,036 社	(4,063 社)	100.0% (99.9%)	31.8% (31.1%)	42.0% (39.2%)	40.5% (37.9%)
埼玉	8,698 社	(8,621 社)	99.9% (99.9%)	33.4% (32.9%)	46.5% (44.2%)	44.9% (42.8%)
千葉	6,912 社	(6,905 社)	99.8% (99.9%)	35.9% (33.2%)	47.8% (45.7%)	46.0% (44.2%)
東京	41,105 社	(40,633 社)	100.0% (99.9%)	23.4% (21.7%)	34.2% (32.1%)	32.8% (30.8%)
神奈川	11,110 社	(11,025 社)	99.9% (99.9%)	27.8% (26.9%)	41.6% (39.3%)	40.0% (37.8%)
新潟	4,694 社	(4,755 社)	100.0% (100.0%)	26.6% (26.0%)	46.0% (43.5%)	44.3% (41.7%)
富山	2,451 社	(2,453 社)	99.8% (100.0%)	24.7% (21.2%)	50.6% (46.8%)	48.8% (45.1%)
石川	2,651 社	(2,598 社)	99.6% (99.5%)	30.1% (28.8%)	42.9% (40.1%)	40.9% (38.1%)
福井	1,845 社	(1,885 社)	100.0% (100.0%)	31.8% (28.6%)	44.0% (40.8%)	41.2% (38.5%)
山梨	1,537 社	(1,523 社)	99.9% (99.9%)	27.8% (26.5%)	41.1% (38.8%)	39.4% (37.4%)
長野	3,967 社	(3,960 社)	99.9% (100.0%)	33.9% (31.5%)	49.7% (46.1%)	48.4% (44.6%)
岐阜	4,069 社	(4,027 社)	100.0% (99.9%)	33.5% (31.5%)	50.6% (47.4%)	48.7% (45.7%)
静岡	7,036 社	(6,968 社)	99.8% (99.8%)	30.3% (28.8%)	45.0% (42.6%)	43.2% (40.7%)
愛知	14,110 社	(14,088 社)	100.0% (100.0%)	30.5% (28.8%)	46.2% (43.3%)	43.8% (41.4%)
三重	3,108 社	(3,059 社)	100.0% (100.0%)	34.2% (31.6%)	49.6% (45.9%)	47.7% (44.3%)
滋賀	2,218 社	(2,202 社)	99.8% (99.8%)	29.8% (29.1%)	45.5% (43.6%)	43.4% (41.7%)
京都	4,507 社	(4,425 社)	99.8% (99.9%)	25.3% (24.5%)	39.4% (36.9%)	37.8% (35.4%)
大阪	18,904 社	(18,712 社)	99.9% (99.9%)	25.7% (23.2%)	37.2% (34.9%)	35.5% (33.4%)
兵庫	7,817 社	(7,812 社)	99.9% (99.9%)	26.0% (24.8%)	39.4% (37.2%)	37.5% (35.5%)
奈良	1,638 社	(1,623 社)	100.0% (99.9%)	35.3% (34.8%)	50.6% (47.4%)	48.5% (45.3%)
和歌山	1,630 社	(1,635 社)	100.0% (99.7%)	28.2% (29.4%)	44.2% (41.4%)	42.1% (39.2%)
鳥取	1,172 社	(1,093 社)	99.9% (99.8%)	29.7% (29.6%)	45.4% (44.4%)	42.6% (41.4%)
島根	1,400 社	(1,416 社)	99.9% (99.6%)	42.4% (39.8%)	57.5% (54.0%)	55.3% (51.8%)
岡山	3,492 社	(3,523 社)	99.9% (99.9%)	31.8% (31.4%)	47.5% (45.1%)	45.3% (43.1%)
広島	5,498 社	(5,538 社)	99.9% (99.8%)	26.8% (24.2%)	43.8% (40.8%)	42.2% (39.4%)
山口	2,425 社	(2,438 社)	100.0% (99.9%)	30.6% (28.7%)	48.4% (45.6%)	46.8% (44.0%)
徳島	1,296 社	(1,282 社)	100.0% (100.0%)	34.0% (33.1%)	46.7% (43.4%)	44.4% (41.1%)
香川	2,060 社	(2,059 社)	100.0% (100.0%)	36.0% (34.8%)	47.3% (45.0%)	45.6% (43.4%)
愛媛	2,664 社	(2,656 社)	99.7% (99.6%)	27.8% (26.2%)	47.3% (44.7%)	45.9% (43.4%)
高知	1,364 社	(1,368 社)	100.0% (99.9%)	28.4% (26.5%)	40.8% (37.4%)	39.7% (36.8%)
福岡	9,629 社	(9,467 社)	99.9% (99.9%)	30.6% (27.8%)	44.6% (42.2%)	43.0% (40.6%)
佐賀	1,654 社	(1,686 社)	99.9% (99.8%)	36.5% (30.6%)	49.8% (44.1%)	47.6% (41.0%)
長崎	2,662 社	(2,655 社)	99.7% (99.4%)	27.4% (25.6%)	45.1% (41.7%)	43.7% (40.3%)
熊本	3,358 社	(3,303 社)	99.9% (99.8%)	28.6% (26.9%)	46.5% (43.0%)	44.2% (40.8%)
大分	2,187 社	(2,325 社)	100.0% (100.0%)	42.0% (38.4%)	56.1% (51.2%)	54.3% (49.4%)
宮崎	2,228 社	(2,220 社)	99.9% (99.9%)	34.5% (33.2%)	51.2% (49.1%)	48.8% (46.8%)
鹿児島	3,176 社	(3,192 社)	99.9% (99.9%)	37.4% (35.7%)	49.3% (46.4%)	47.2% (44.3%)
沖縄	2,974 社	(2,944 社)	99.4% (99.8%)	26.7% (26.3%)	39.8% (38.1%)	38.8% (37.0%)
全国計	237,006 社	(235,875 社)	99.9% (99.9%)	29.7% (27.9%)	43.3% (40.7%)	41.6% (39.1%)

※( )内は、令和4年6月1日現在の数値。

※本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、本表の「雇用確保措置実施済企業割合」については、小数第2位以下を四捨五入することで100%となる場合は、小数点第2位以下を切り捨てとしている。

※「70歳までの就業確保措置導入企業」は表4-1の①に、「66歳以上まで働ける制度のある企業」は表6に、「70歳以上まで働ける制度のある企業」は表7にそれぞれ対応している。